

奈良先端科学技術大学院大学学則

平成16年4月1日
学則第 1 号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 教育研究組織等（第4条－第11条）
- 第3章 学長、副学長及び研究科長等（第12条－第19条）
- 第4章 教授会（第20条・第20条の2）
- 第5章 入学定員及び収容定員（第21条）
- 第6章 学年、学期及び休業日（第22条－第24条）
- 第7章 入学（第25条－第30条）
- 第8章 標準修業年限及び在学年限（第31条－第32条）
- 第9章 教育方法等（第33条－第40条）
- 第10章 修了の要件及び学位等（第41条－第46条）
- 第11章 休学、留学、再入学、転入学、転学、退学及び除籍（第47条－第53条の2）
- 第12章 検定料、入学料及び授業料等（第54条－第65条）
- 第13章 特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生、聴講生、研究生及び特別学修生（第66条－第69条の2）
- 第14章 表彰及び懲戒（第70条）
- 第15章 学生宿舎（第71条）
- 第16章 公開講座（第72条）
- 第17章 特別の課程（第73条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）は、最先端の研究を推進するとともに、その成果に基づく高度な教育により人材を養成し、もって科学技術の進歩及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

- 第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価等」という。）を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、自己評価等の結果について、学外者による検証を行う。
 - 3 自己評価等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他の広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 教育研究組織等

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

(研究科、専攻)

第5条 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。

研究科	専攻
先端科学技術研究科	先端科学技術専攻

(研究科の目的)

第6条 研究科は、先端科学技術の基盤となる情報科学、バイオサイエンス及び物質創成科学の研究領域並びにこれらの融合領域において世界レベルの先進的な研究を推進し、更なる深化と融合、そして新たな研究領域の開拓を進めるとともに、その成果に基づく体系的な教育を通じて、世界と未来の問題解決や先端科学技術の新たな展開を担う「挑戦性、総合性、融合性、国際性」を持った人材を育成することを目的とする。

(教員組織)

第7条 研究科に、教員組織を置く。

2 教員組織に関し必要な事項は、別に定める。

(課程及び課程の目的)

第8条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(教育プログラム)

第8条の2 博士前期課程及び博士後期課程に、それぞれ次に掲げる教育プログラムを置く。

- (1) 情報理工学プログラム
- (2) バイオサイエンスプログラム
- (3) 物質理工学プログラム
- (4) データサイエンスプログラム
- (5) デジタルグリーンイノベーションプログラム

2 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(総合情報基盤センター)

第9条 本学に、総合情報基盤センターを置く。

- 2 総合情報基盤センターに、附属図書館を置く。
- 3 総合情報基盤センターに関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第10条 本学に、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

- (1) 生命科学研究基盤センター
- (2) マテリアル研究プラットフォームセンター
- (3) データ駆動型サイエンス創造センター
- (4) デジタルグリーンイノベーションセンター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(健康管理センター)

第11条 本学に、健康管理センターを置く。

2 健康管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学長、副学長及び研究科長等

(構成員)

第12条 本学の構成員は、次のとおりとする。

学長

副学長

研究科長

副研究科長

領域長

副領域長

総合情報基盤センター長

学内共同教育研究施設の長

生命科学研究基盤センター長

マテリアル研究プラットフォームセンター長

データ駆動型サイエンス創造センター長
デジタルグリーンイノベーションセンター長
保健管理センター所長
教員
一般職員
その他必要な職員

- 2 教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。
- 3 一般職員は、事務職員、技術職員、看護職員及び教務職員とする。

(学長)

第13条 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第14条 副学長は、学長を補佐し、又は学長の命を受けて校務をつかさどる。

(研究科長)

第15条 研究科長は、研究科の運営をつかさどる。

(副研究科長)

第15条の2 副研究科長は、研究科長を補佐する。

(領域長)

第16条 領域長は、領域の運営をつかさどる。

(副領域長)

第16条の2 副領域長は、領域長を補佐する。

(総合情報基盤センター長)

第17条 総合情報基盤センター長は、総合情報基盤センターの業務をつかさどる。

(学内共同教育研究施設の長)

第18条 各学内共同教育研究施設の長は、当該学内共同教育研究施設の業務をつかさどる。

(保健管理センター所長)

第19条 保健管理センター所長は、保健管理センターの業務をつかさどる。

(教授会)

- 第20条 研究科に、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 教育課程の編成
 - (4) 学生の表彰及び懲戒
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 学生の他大学等における履修及び既修得単位等に関する事項
 - (2) 特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生、聴講生、研究生及び特別学修生の受け入れ等に関する事項
 - (3) 研究科が締結する協定に関する事項
 - (4) 研究室の設置及び改廃に関する事項
 - (5) 法令等に定める評価に係る研究科での自己点検及び評価に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育及び研究に関する事項
- 4 教授会は、研究科の教育又は研究に携わる専任の教授及び准教授で組織する。ただし、研究科長は、必要に応じて、その他教育又は研究に携わる教員を教授会の構成員とすることができます。
- 5 前項にかかわらず、外国出張中の者、休職中の者その他の者を構成員から除くことができる。
- 6 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。
- 7 議長は、教授会を主宰する。
- 8 議長に事故があるときは、副研究科長のうちから研究科長があらかじめ指名する者が議長の職務を代理する。
- 9 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 10 教授会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 研究科長が必要と認めたときは、構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

(代議員会)

- 第20条の2 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。
- 2 教授会は、その定めるところにより、代議員会の議決をもって、教授会の議決とすることができます。

第5章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第21条 入学定員及び収容定員は、別表のとおりとする。

第6章 学年、学期及び休業日

(学年)

第22条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、秋学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第23条 前条の学年を、次の学期に分ける。

- (1) 春学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第24条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - (3) 創立記念日（10月1日）
 - (4) 春季、夏季及び冬季の休業日
- 2 前項第4号の休業日については、別に定める。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、研究科長が教育上の必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第7章 入学

(入学資格)

第25条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育に

おける 16 年の課程を修了したとされるものに限る。) を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 155 条第 1 項第 6 号に定める文部科学大臣の指定した者
 - (9) 次のいずれかに該当し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本学において認めた者
 - ア 大学に 3 年以上在学した者
 - イ 外国において、学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - エ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (10) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学したことがある者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (11) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第 104 条第 3 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校

教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 学校教育法施行規則第156条第6号に定める文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 第1項第10号及び前項第8号に定める入学資格審査の実施方法等については、別に定める。

(入学の時期)

第26条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学の出願)

第27条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類等を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第28条 本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより選抜を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第29条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受け、入学しようとする者は、所定の書類等を提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(博士後期課程への進学)

第30条 本学の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、教授会において選考の上、学長が進学を許可する。

第8章 標準修業年限及び在学年限 (標準修業年限)

第31条 博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条の2 学生が、職業を有している等の事情により、前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修(以下「長期履修」という。)し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学長が長期履修を許可することがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第32条 博士前期課程の学生は4年、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

(在学期間の短縮)

第32条の2 本学は、第39条第1項の規定により本学に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるとときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程については、本学の当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第9章 教育方法等 (教育方法)

第33条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

(授業科目及びその単位数並びに履修方法等)

第34条 前条の授業科目及びその単位数並びに履修方法等は、別に定める。

(単位の計算方法)

第35条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究論文及び課題研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

- 第35条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第35条の3 本学は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 2 教育内容等の改善のための組織的な研修等に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

- 第36条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告に合格した者には、所定の単位を与える。

第37条 削除

(他の大学院における授業科目の履修等)

- 第38条 学生が他の大学院の授業科目を履修することについて、教授会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院と協議の上、当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。
- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、本学において修得したものとみなす。ただし、本学において修得したものとみなすことができる単位数は、15単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第2項及び第39条第2項により修得したものとみなすことができる単位数と

合わせて 20 単位を超えないものとする。

- 4 第 1 項の規定により授業科目を履修した期間は、在学期間に算入する。
- 5 第 1 項から第 4 項までの規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。
- 6 他の大学院における授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

(休学期間中に外国の大学院において修得した授業科目の単位の認定)

第 38 条の 2 学生が休学期間中に外国の大学院において修得した授業科目の単位について、教授会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるときは、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により本学において修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 2 項及び第 5 項により修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。
- 3 第 1 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 2 項及び次条第 2 項により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 39 条 学生が本学に入学する前に大学院において修得した授業科目の単位（大学院設置基準第 15 条において準用する大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）について、教授会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるときは、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により本学において修得したものとみなすことができる単位数は、本学において修得したもの以外については、15 単位を超えないものとする。
- 3 第 1 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第 38 条第 2 項及び前条第 2 項により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。
- 4 入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導等)

第 40 条 学生が他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることについて、教授会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院又は研究所等と協議の上、当該他の大学院又は研究所

等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により他の大学院又は研究所等において受けた研究指導は、本学の研究科において受けた研究指導とみなすことができる。
- 3 第1項の規定により研究指導を受けた期間は、在学期間に算入する。
- 4 他の大学院等における研究指導等に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 修了の要件及び学位等

(博士前期課程の修了の要件)

第41条 博士前期課程の修了の要件は、博士前期課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該研究科長が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了の要件)

第42条 博士後期課程の修了の要件は、博士後期課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者及び他の大学院の修士課程又は博士前期課程を1年以上2年未満で修了した者の博士後期課程の修了の要件は、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から博士前期課程又は修士課程における在学期間を減じた期間」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は、博士後期課程に3年以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(修了の認定)

第43条 修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(学位)

- 第44条 研究科の課程を修了した者には、修了した課程に応じて修士又は博士の学位を授与する。
- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。
- 3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

(修了の時期)

- 第45条 修了の時期は、学期の終りとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学期の途中において修了させることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第46条 教育職員の免許状授与の所要資格（以下「授与資格」という。）を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において、授与資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科等は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
先端科学技術研究科	先端科学技術専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科 情報

第11章 休学、留学、再入学、転入学、転学、退学及び除籍

(休学)

- 第47条 病気その他のやむを得ない事由又は学長が認める事由により、引き続き3月以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。
- 2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学期間中に休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。
- 4 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 5 休学期間は、博士前期課程及び博士後期課程ごとに、それぞれ通算して2年を超えることができない。

- 6 前2項の規定にかかわらず、学長が特に認める休学の事由については、休学期間を別に定めることができる。
- 7 休学期間は、第31条に規定する標準修業年限及び第32条に規定する在学年限に算入しない。

(留学)

- 第48条 外国の大学院又は研究所等に留学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。
- 2 留学期間中における授業科目の履修等の取扱いについては、第38条及び第40条の規定を準用する。

(再入学)

- 第49条 本学を退学した者又は除籍された者で、再入学を志願する者がある場合は、研究科の教育研究に支障がないときに限り、教授会において選考の上、学長が再入学を許可することがある。
- 2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

(転入学)

- 第50条 他の大学院に在学する者又は外国の大学院に在学する者で、本学に転入学を志願する者がある場合は、本学の教育研究に支障がないときに限り、教授会において選考の上、学長が転入学を許可することがある。
- 2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経て、研究科長が行う。
 - 3 前2項の規定は、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学する者の場合について準用する。

(転学)

- 第51条 他の大学院又は外国の大学院に転学を志願する者は、学長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定は、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの及び国際連合大学の場合について準用する。

第52条 削除

(退学)

第53条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第53条の2 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、これを除籍する。

- (1) 第32条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第47条第5項に規定する休学期間又は同条第6項に基づき別に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 入学料の免除を許可されなかつた者及び一部の免除を許可された者並びに徴収を猶予された者又は免除の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しなかつたもの
- (4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しなかつた者
- (5) 行方不明の届出があつた者
- (6) 死亡した者

第12章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料、入学料及び授業料の額)

第54条 検定料、入学料及び授業料の額は、次の表のとおりとする。

検定料	入学料	授業料（年額）
30,000円	282,000円	535,800円

2 学生のうち、第31条の2の規定により長期履修を認められたもの（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。ただし、入学以後に長期履修学生となる者（別に定めるところにより、長期在学期間を延長することが認められた者を含む。）から徴収する授業料の年額は、前項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額から長期履修開始前に在学した期間（長期在学期間を延長することが認められた者にあっては、当該者が在学した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。）。以下この項において同じ。）に係る授業料の総額を控除した額を長期在学期間の年数から長期履修開始前に在学した期間の年数を控除した年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(検定料の納付)

第55条 入学、再入学及び転入学を志願する者は、入学願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月

31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。) 第4条の推薦による入学志望者その他学長が必要と認める者は、検定料の納付を要しない。

(入学料の納付)

第56条 入学、再入学及び転入学しようとする者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生(実施要項第2条に定めるものをいう。以下同じ。)その他学長が必要と認める者は、入学料の納付を要しない。

(授業料の納付)

第57条 授業料は、春学期(4月から9月まで)及び秋学期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。

- 2 納付の時期は、第63条の規定により授業料の徴収猶予を許可された場合を除き、5月及び11月とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、春学期の授業料を徴収する時に、当該年度の秋学期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 4 入学年度の春学期又は春学期及び秋学期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可する時に徴収するものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生その他学長が必要と認める者は、授業料の納付を要しない。
- 6 別に定めるところにより、長期在学期間を短縮する場合は、短縮後の期間に応じて第54条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間(学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下この条において同じ。)の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に係る授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。
- 7 別に定めるところにより、長期履修を辞退することを認められる場合には、第54項第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に係る授業料の総額を控除した額を、長期履修の辞退を認めるときに徴収するものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第58条 春学期又は秋学期の中途において復学、転入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした者から春学期又は秋学期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月額」という。)に復学等当月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等当月に徴収するものとする。

(学年の中途で修了する場合における授業料の額)

第59条 特別の事情により、学年の中途で修了する者から徴収する授業料の額は、月額に在学する月数を乗じて得た額とする。

(休学する場合における授業料の額)

第60条 休学期間の授業料は、徴収しない。

2 徴収しない授業料の額は、月額に休学当月の翌月（休学開始日が月の初日の場合は、休学当月）から復学当月の前月までの月数を乗じて得た額とする。

(退学等の場合における授業料の額)

第61条 春学期又は秋学期の中途において退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者の授業料は、当該期分を徴収する。

2 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料は、これを徴収する。

3 第1項の規定にかかわらず、死亡又は行方不明のために除籍された者から徴収すべき授業料の額は、月額に在学した月数を乗じて得た額とする。

(入学料及び授業料の免除等)

第62条 入学料の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 経済的理由によって、入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者
- (2) 学業成績が特に優秀であり、かつ、人物が優れていると認められる者
- (3) その他学長が必要と認める者

第63条 授業料の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 経済的理由によって、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者
- (2) 学業成績が特に優秀であり、かつ、人物が優れていると認められる者
- (3) その他学長が必要と認める者

第64条 入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(納付済みの検定料、入学料及び授業料)

第65条 納付済みの検定料、入学料及び授業料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める授業料を返還する。

- (1) 第57条第3項の規定により春学期及び秋学期に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに退学し、転学し、除籍され、又は

退学を命ぜられた場合 秋学期に係る授業料相当額

- (2) 第57条第4項の規定により入学を許可する時に授業料を納付した者が、入学する月の前月の末日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額
- (3) 第57条に基づき授業料を納付した者が、特別の事情により、学年の中途中で修了する場合 当該者が支払った授業料から、月額に在学する月数を乗じた額を減じて得た授業料相当額
- (4) 授業料を納付している者が休学する場合 第60条第2項に該当する授業料相当額
- (5) 死亡又は行方不明のために除籍された場合 当該者が支払った授業料から、月額に在学した月数を乗じた額を減じて得た授業料相当額

第13章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び特別学修生

(特別聴講学生)

第66条 教授会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるときは、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、当該他の大学院又は外国の大学院に在学中の者を特別聴講学生として入学を許可し、研究科の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定は、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの及び国際連合大学の場合について準用する。
- 3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第67条 教授会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるときは、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、当該他の大学院又は外国の大学院に在学中の者を特別研究学生として入学を許可し、研究科の研究指導を受けさせることができる。

- 2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第68条 本学の学生以外の者で研究科の授業科目中1科目又は複数科目を選択し履修しようとする者がある場合は、教授会の議を経て、研究科長が教育研究に支障がないと認めるときに限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第68条の2 本学の学生以外の者で研究科の授業科目中1科目又は複数科目

を選択し聴講しようとする者がある場合は、教授会の議を経て、研究科長が教育研究に支障がないと認めるときに限り、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第69条 研究科において特定事項について研究しようとする者がある場合は、教授会の議を経て、研究科長が教育研究に支障がないと認めるときに限り、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別学修生)

第69条の2 教授会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）又は高等専門学校との協議に基づき、当該他の大学の学部若しくはこれに相当する組織又は高等専門学校の専攻科に在学中の者を特別学修生として入学を許可し、学修指導を受けさせることができる。

2 特別学修生に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 表彰及び懲戒

(表彰及び懲戒)

第70条 学長は、表彰に値する行為を行った者があるときは、教授会の議を経て、表彰することができる。

- 2 学長は、懲戒の対象となりうる非違行為を行った者があるときは、教授会の議を経て、懲戒することができる。
- 3 前項に規定する懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 4 停学期間は、第32条に規定する在学年限に算入し、第31条に規定する標準修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3月を超えないときは、当該停学期間を標準修業年限に算入する。

第15章 学生宿舎

(学生宿舎)

第71条 本学に、学生宿舎を置く。

2 学生宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 公開講座

(公開講座)

第72条 本学に、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第17章 特別の課程

(特別の課程)

第73条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年3月31日現在において本学に在学している者（以下この項で「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学及び転入学する者については、旧奈良先端科学技術大学院大学学則は、この学則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月21日から施行し、この学則による改正後の奈良先端科学技術大学院大学学則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年1月24日から施行し、この学則による改正後の奈良先端科学技術大学院大学学則の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 情報科学研究科の情報処理学専攻、情報システム学専攻及び情報生命科学専攻並びにバイオサイエンス研究科の細胞生物学専攻及び分子生物学専攻は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(平成23年度及び平成24年度の収容定員)

- 3 第21条の規定にかかわらず、平成23年度及び平成24年度の収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	研究科	専攻	入学定員		収容定員
			博士前期 課程	博士後期 課程	
平成23年度	情報科学研究科	情報科学専攻	135人	40人	175人
		情報処理学専攻			96人
		情報システム学専攻			77人
		情報生命科学専攻			59人
		計	135人	40人	407人
	バイオサイエンス研究科	バイオサイエンス専攻	125人	37人	162人
		細胞生物学専攻			81人
		分子生物学専攻			101人
		計	125人	37人	344人
平成24年度	情報科学研究科	情報科学専攻	135人	40人	350人
		情報処理学専攻			18人
		情報システム学専攻			14人
		情報生命科学専攻			11人
		計			

	計	135人	40人	393人
バイオサイエンス研究科	バイオサイエンス専攻 細胞生物学専攻 分子生物学専攻	125人	37人	324人 15人 19人
	計	125人	37人	358人

(研究科において所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類に関する経過措置)

4 附則第2項の専攻において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、改正後の第46条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年11月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(研究科及び専攻に関する経過措置)

2 改正後の奈良先端科学技術大学院大学学則第5条の規定にかかわらず、情報科学研究科及び情報科学専攻、バイオサイエンス研究科及びバイオサイエンス専攻並びに物質創成科学研究科及び物質創成科学専攻は、平成30年3月31日に当該研究科及び専攻に在学する者（以下「在学生」という。）が当該研究科及び専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(平成30年度及び平成31年度の収容定員)

3 第21条の規定にかかわらず、平成30年度及び平成31年度の収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	研究科	専攻	入学定員		収容定員
			博士前期 課程	博士後期 課程	
平成30年度	先端科学技術研究科	先端科学技術専攻	350人	107人	457人
	情報科学研究科	情報科学専攻			215人
	バイオサイエンス研究科	バイオサイエンス専攻			199人
	物質創成科学研究科	物質創成科学専攻			150人
平成31年度	先端科学技術研究科	先端科学技術専攻	350人	107人	914人
	情報科学研究科	情報科学専攻			40人
	バイオサイエンス研究科	バイオサイエンス専攻			37人
	物質創成科学研究科	物質創成科学専攻			30人

(在学生に関する経過措置)

4 第2項の規定により存続する研究科における在学生の教育に係る事項については、改正後の奈良先端科学技術大学院大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(研究科において授与資格を取得できる教育職員の免許状の種類に関する経過措置)

2 平成31年3月31日現在において先端科学技術研究科に在学している者（以下この項において「在学者」という。）並びに平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学する者及び転入学する者については、授与資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、改正後の第46条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(教育プログラムに関する経過措置)

2 改正後の奈良先端科学技術大学院大学学則第8条の2の規定にかかわらず、情報生命科学プログラム、バイオナノ理工学プログラム及び知能社会創成科学プログラムは、令和4年3月31日に先端科学技術専攻に在学する者たち当該教育プログラムを選択するものが在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年2月1日から施行する。

別表（第21条関係）

研究科	専攻	入学定員		収容定員
		博士前期 課程	博士後期 課程	
先端科学技術研究科	先端科学技術専攻	350人	107人	1,021人